

令和元年度第1回 新潟支社 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和元年7月31日(水) 新潟支社 会議室		
委員	委員長 吉田 正之(新潟大学法学部・創生学部教授) 委員 阿部 和久(新潟大学副学長) 委員 石田 直樹(公認会計士・税理士) 委員 岩崎 英治(長岡技術科学大学 大学院教授) 委員 後藤 直樹(弁護士) 委員 澤田 克己(新潟大学法学部教授)		
審議対象期間	平成30年10月1日～平成31年3月31日		
抽出案件	総件数 6件	(備考)	
工 事	一般競争		1件
	条件付一般競争		1件
	拡大型指名競争		1件
	随意契約		1件
調査等	1件		
物品・役務	1件		
	意見・質問	回 答	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし		

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>【入札監視統一事務局における審査実施状況報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【入札・契約手続きの運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【競争参加資格停止等の運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格停止期間の設定基準は。 ・停止期間の最長はどのくらいなのでしょう。 <p>【一次苦情及び一次説明処理状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【談合情報・疑義事実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【抽出事案の審議】</p> <p>1 工事</p> <p>1) 一般競争入札</p> <p>「新潟支社管内 ETC設備工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応札者が1者のみでしたが、参加対象とする会社は何社ありましたか。また、何社程度が競争に参加すると想定していましたでしょうか。 ・発注規模を22.9億円以上から50億円未満と設定し、支社管内の工事箇所を全て施工対象としていますが、小規模な複数の工事とすることにより、複数の会社が入札に参加する可能性もあるのではないかと思います。発注規模はどのように設定したのでしょうか。 ・最終的に落札率が高く、応札者が1者のみという状況ですが、契約制限価格は、どのような方法で算出したのでしょうか。 ・応札者の技術評価点は何点でしたか。また、満点は何点でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準となる停止期間があり、内容に応じて期間が付加されます。 ・競争参加資格停止等措置要領において、基準となる停止期間で最も長いのは36か月になります。これは「重大な独占禁止法行為等」の場合で、当社の契約責任者が締結した契約において独占禁止法第3条又は第8条第1項に違反し刑事告発を受けたときに適用される場合があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格のうち、競争参加を有する者として71者あり、そのうち同種工事の実績を有する者は10者ありましたので、最大で10者が参加するものと見込んでいました。 ・ETC設備工事は、発注単位が小規模の場合には利益率が低く、受注が敬遠されやすい傾向です。よって、大型ロットで発注することにより競争性が望めるものと想定し、今回の発注規模を設定しました。 ・本工事は、入札前価格交渉方式を採用しており、提出のあった見積書は応札者の1者のみでした。 ・本工事は機器製作が主体であることから交渉対象の見積金額より構成が大きく占めております。 ・契約制限価格は当社の過去実績や類似工事の情報などを参考に見積金額が機能や施工条件等を満たした適正な算出方法により算出されたものであるかについて交渉を行い、交渉項目以外では当社の積算基準を採用し契約制限価格を算出しております。 ・技術評価点は30点満点です。応札者の審査結果は16点でした。

	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>・この16点は、十分な技術力があり工事が履行できると判断できる数値なのでしょうか。</p> <p>・今回は既存の機械と取り替える更新工事ですが、既存の機械の設置工事は、どこの会社が受注したのでしょうか。</p> <p>2) 条件付一般競争入札 「北陸自動車道 刈谷田川橋補修工事工事」</p> <p>・実際に工事を始めると、施工する範囲・内容が変わる可能性があるが、その場合は本契約とは別に発注するのか、または契約相手方と協議を行うのでしょうか。</p> <p>・入札前に5者辞退されたが、どういう状況が考えられるのでしょうか。</p> <p>・調査基準価格を下回り低入札調査を実施されたが、施工可能と判断した理由を具体的に教えてください。</p> <p>・ボルト取替F11TからS10Tへ変えたが、この違いを教えてください。</p> <p>・本数は増えるのでしょうか。</p> <p>3) 拡大型指名競争入札 「上越管理事務所管内 受配電自家発電設備更新工事」</p> <p>・意見等なし</p> <p>4) 随意契約 「新潟支社管内 受配電設備改造工事」</p> <p>・意見等なし</p>	<p>・そうです。</p> <p>・本工事の受注先と同じ会社でした。</p> <p>・一般的に、施工範囲や内容が変更となる場合、受発注者間で協議を行い、同工事内で対応します。</p> <p>・現場で働く職人が高齢化しており、人材の手配が困難な状況や、現場を指揮する技術者も不足している状況などがあるようです。想定ですが、当社を含めた複数の工事に応募して一番条件のいい工事を応札し、他の工事は辞退しているのではないかと考えます。</p> <p>・当社の設計に対し、直接工事費が90%、諸経費が72%となっており、諸経費の方が少し低めでした。直接工事費の項目の中で足場材については自社内で対応するという事で工事費が削減されております。諸経費につきましては一般管理費を最低限必要なもので積み上げており、積算価格に対して72%となったものです。そのほか下請け業者、材料業者から取った見積で積算しており、十分に施工が可能という事を確認しております。</p> <p>・建設当初使用したのがF11Tでしたが、遅れ破壊による破断リスクがあることから、計画的に変えています。</p> <p>・基本的に本数は変わりません。</p>

	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>2 調査等 「平成30年度 上信越自動車道整備効果検討業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工内容の中の「広報資料作成(ポスター)」の作成部数が40枚となっているが、どのように活用するのでしょうか。 ・見積回数が15回行われたが、見積回数に制限はないのでしょうか。 ・整備効果の結論について、社内でどう活用するのでしょうか。 ・整備効果検討は、開通何年後に実施するという事が社内で決まっているのでしょうか。 ・一部2車線の時期と4車線化の時期で効果も変わってくると思われるが、そういう時期での効果検討に意味はあるのでしょうか。 <p>3 物品・役務 「平成30年度 関越自動車道 湯沢管理事務所管内融雪用燃料購入」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この契約は、必要の都度に必要な数量を納入するものだと思うのですが、契約金額とは支払う金額の上限額ということでしょうか。 ・最終的に予定数量どおりを納入した場合には、契約金額が支払われるということでしょうか。 ・暖冬などの場合は予定に対しての変動があらうと思いますが、実際の納入量に応じて支払いを行う契約ということでしょうか。 ・調達品の灯油は一般的なものだと思います。入札の結果、応札者間で700万円ほどの開差が生じていますが、これだけの開差が生じた理由を教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パネルケース等に入れてイベントなどで展示します。 ・随意契約において見積回数の制限は設けておりません。 ・整備効果の内容を記録したポスターはイベントなどで、広くわかりやすい形で一般の方に説明する際に使います。 ・10年20年というタイミングで調査を実施し、開通効果を広く、地域住民の方にもお知らせして認知していただくことを目的で行っており、社内ルールとしては定めていません。 ・4車線化後の整備効果検討については、事業評価として別途実施します。今回は暫定2車線として最後の年の効果、例えば10年後には4車線化してから10年後の効果を調べることが出来ます。そうすると2車線と4車線との違いもわかります。我々としては、整備効果の差異は把握しておく必要があります。 ・契約金額は契約単価と納入する予定数量を乗じたものであり、それが支払いの上限金額ということではありません。 ・そうです。ただし、注文数量に応じて支払いを行うものであり、契約金額が支払い額を保証するものではありません。 ・そうです。 ・応札者へ聞き取りしたわけではないので想像ですが、発注規模や地域における実績の違い、各社の燃料貯蔵所から納入場所までの輸送に掛かるコスト等に差が出たものと考えられます。

	意見・質問	回答
審査結果の報告	<p>【講評】</p> <ul style="list-style-type: none">・本日審議しました案件については、適正に手続きされています。・「新潟支社管内 ETC設備工事」を一般競争入札方式により行い、応札可能な10者に対して応札したのが1者という事で、競争が実質的には働かなかったといえます。 <p>一般競争入札において競争が働くよう検討をしていただければと考えております。</p>	